

## 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

### 【図1】空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例を受ける為の要件

番号	要件
①	相続により発生した空き家を相続人が取得
②	その空き家が昭和56年5月31日以前に建築された家屋 (マンション等の区分所有建築物を除く)であること
③	相続発生時に、被相続人以外に居住者がいなかったこと
④	譲渡をした家屋又は土地は、相続時から譲渡時まで、 事業・貸付・居住の用に供されていたことがないこと
⑤	家屋(耐震性がない場合は、耐震リフォーム後のものに限り、 その土地を含む)又は除却後の土地を譲渡すること
⑥	平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間の譲渡で あること
⑦	譲渡価額が1億円を超えないこと

前回までの二回に渡つて『空き家対策特別措置法』について説明しました。

今後空き家の数は上昇の一途をたどると予想されており、社会問題になると懸念されています。その問題に対する対策として『空き家対策特別措置法』が平成27年5月より、そして今回お話しする『空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例』が平成28年4月1日より施行されることとなりました。今回は『空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例』について説明します。

3,000万円特別控除が適用できるといつた内容です。

現行の居住用財産を譲渡した場合の

3,000万円の特別控除の特例は、

②居住の用に供していた家屋及びその敷地を

居住の用に供されなくなつた日から3年を経過する日の属する年の12月31日までの譲渡で

あることが大前提としてあります。

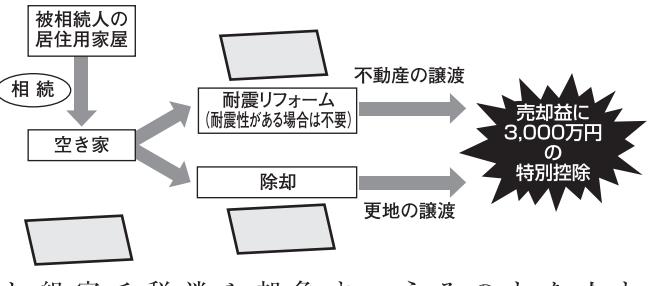
林緑いよいよ取扱しが空き家をそのまま、もしくは除却して更地にして売却して

も、居住の要件を満たしていないこととなるため、現行の居住用財産を譲渡した場合の

3,000万円の特別控除の特例を利用するする

ことが出来ませんでした。

・導入の背景  
平成28年度税制改正大綱において「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」という新たな条文が加わることになりました。これにはいくつかの要件があり、それらの要件を満たした上で譲渡した場合には、居住用財産の



これらの大作を満足すことが出来れば、税負担がネットとなり壱却に消極的だった人や、売ろうか貸そうか迷っている人も、この税制面の優遇を売却のチャンスと捉え、空き組む後押しとなるかもしれません。